

建設リサイクル法に基づく事務の概要

発注者	請負者
<p>発注者の役割</p> <ul style="list-style-type: none">・分別解体等、再資源化等の費用を負担します。・工事着手の7日前までに北海道知事等へ届出書を提出します。	<p>請負者の役割</p> <ul style="list-style-type: none">・発注者へ建設工事の概要や計画を説明します。・施工において「(現地での)分別解体等」及び「再資源化等」を行います。・再資源化等の完了後に発注者へ報告をします。

以下「発注者」の役割

以下「請負者」の役割

1. 対象建設工事の確認

実施予定の建設工事等が、建設リサイクル法対象建設工事の規模等に該当するか確認します。
なお、対象建設工事は、原則として請負契約ごとに確認します。

2. 発注者への説明

(発注者)

対象となる建設工事等の請負者（直接工事を請け負う建設業者等）は、発注者に対して次の内容を書面で説明します。

- ・対象建設工事に概要及び計画

また、請負者が対象建設工事の一部（又は全部）を他の建設業者等に請け負わせる場合、請負者は他の請負者に「4. 届出書の内容」を告げる必要があります。

対象建設工事は、請負契約を締結しなくてはなりません。

3. 書面の交付

対象建設工事等の請負契約において、発注者と請負者は「分別解体・再資源化の方法・費用」などを書面に記載し、署名（記名）・押印して相互に交付する必要があります。
下請契約においても、元請者と下請者で同様の手続きが必要です。

4. 届出の提出

発注者は、工事着手の7日前までに建設地の市町村を經由し、北海道知事等に届出書を提出しなければなりません。
なお、届出書を市町村が受付をした日から7日間は、工事着手ができません。

5. 工事施工の留意点

対象建設工事の施工者は、建設リサイクル法による解体業の登録、又は建設業法に基づく建築工事一式ほかの許可も必要とします。

また、建設現場（事務所・営業所等含む）へ標識を掲げるとともに、必要に応じて技術者等を配置しなければなりません。

6. 分別解体等の実施

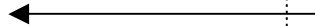
対象建設工事の請負者は、現地において「建設資材ごとの分別等」を行わなくてはなりません。

7. 再資源化等の実施

対象建設工事の請負者は、産業廃棄物となる特定建設資材の「再資源化等」を行わなくてはなりません。

8. 書面により再資源化等完了の報告

（発注者）



対象建設工事の請負者は、「再資源化等」が完了したときは、発注者に対し、書面で報告をしなくてはなりません。

また、請負者は「再資源化等の実施状況」を記録し、保管しなくてはなりません。